



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務私学課） 4
- 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例（総務私学課） 5
- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） 5
- 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 10
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課） 11
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 12
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（総合情報政策課） 22
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） 23
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（保健医療政策課） 24
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課） 24
- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港課） 25
- 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例（建築指導課） 25
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 26
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 27

規 則

- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務私学課） 27
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 28
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課） 28
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課） 28

公 告

- 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部を改正する指針（総務私学課） 29

公布された条例のあらまし

- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 情報提供等記録の定義を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えることとした。（第36条関係）
 - 3 個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者の範囲が拡大されることを踏まえ、関係する条項を削ることとした。（第50条から第52条まで関係）
 - 4 その他所要の改正を行うこととした。（目次、第21条、第37条の2、第53条から第56条まで、第57条、第58条から第68条まで、第69条及び第70条関係）
 - 5 この条例は、平成29年5月30日から施行することとした。ただし、4の一部は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 設置規定の目的に私立学校の大規模な改造を促進することを加えることとした。（第1条関係）
- 2 私立の小学校、中学校及び高等学校の施設の大規模な改造に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てる場合に基金を処分できるよう改めることとした。（第6条関係）
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
 - (1) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲を拡大する。（第6条の3関係）
 - (2) 介護を行う職員の時間外勤務を制限する規定を設ける。（第6条の4関係）
 - (3) 介護休暇を分割して取得できるよう規定を改める。（第17条の2関係）
 - (4) 介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設する。（第8条及び第17条の3関係）
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
給与額を減額して給与を支給する休暇に介護時間を加える。（第3条関係）
- 3 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
給与額を減額して給与を支給する休暇に介護時間を加える。（第17条関係）
- 4 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第4条＞
給与額を減額して給与を支給する休暇に介護時間を加える。（第18条関係）
- 5 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第5条＞
給与額を減額して給与を支給する休暇に介護時間を加える。（第23条関係）
- 6 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第6条＞
 - (1) 非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和し、子が1歳6箇月に達する日までに任期が満了すること等が明らかでない場合は取得できることとする。（第2条関係）
 - (2) 養子縁組里親となれないため養育里親として委託を受けている子についても育児休業を取得できることとする。（第2条の2関係）
 - (3) 養子縁組を予定している子に係る育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けたため、既に取得していた育児休業又は育児短時間勤務の承認が取り消された後、養子縁組が成立しなかった場合は、既に取得していた育児休業又は育児短時間勤務に係る子について再度の取得ができることとする。（第3条及び第11条関係）
 - (4) 介護時間等の承認を受けている職員に対する部分休業の承認は、介護時間等と合わせて2時間を超えない範囲内で行うこととする。（第27条関係）
 - (5) その他所要の整理を行う。（第2条の3及び第2条の4関係）
- 7 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めることに伴い、この条例の趣旨規定を整理することとした。（第1条関係）
- 2 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、延長期間の満了日後も配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり、及びそのことが延長の申請時には確定していなかったこと等を定めることとした。（第7条関係）
- 3 その他所要の整理を行うこととした。（第8条から第12条まで関係）
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 歯科技工士の登録実施及びこれに関連する事務を指定登録機関が行うこととされたことに伴い、市町村に移譲している歯科技工士法施行令に基づく事務に係る規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 4ヘクタールを超える農地の転用制限に係る許可が知事の権限とされたことに伴い農地法に関する権限移譲の規定を整備するとともに、農業会議を農業委員会ネットワーク機構に改めることとした。（第2条関係）

- 3 旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
 - 4 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
 - 5 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
 - 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)
-
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第6号)
- 1 建設材料試験手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第2関係)
 - 2 温泉成分分析機関登録申請手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
 - 3 肥料登録手数料等について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
 - 4 小型漁船総トン数測定手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
 - 5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
 - 6 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、徴収根拠を定めることとした。(別表第3関係)
 - 7 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
-
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)
- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例の規定を整理することとした。(第1条及び第4条関係)
 - 2 この条例は、平成29年5月30日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第8号)
- 1 情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改めることとした。(目次、第17条、第21条及び第91条から第98条まで関係)
 - 2 児童福祉法の規定を引用している条項を整理することとした。(第28条、第58条、第92条、第100条及び第111条関係)
 - 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第9号)
- 1 修学資金の返還免除対象施設である母子健康センターの名称を母子健康包括支援センターに改めることとした。(第10条関係)
 - 2 その他所要の整理を行うこととした。(第8条関係)
 - 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)
- 1 機械器具利用料金の基準額を改めることとした。(別表関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。(第10条関係)
 - 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)
- 1 航空機の給油作業等における静電気対策としての航空機及び給油車のそれぞれの接地に係る規定を削ることとした。(第7条関係)
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例(条例第12号)
- 1 条例に基づく文教地区内の建築制限等に係る許可に関する知事の権限に属する事務について、権限移譲の協議の整った那覇市、宮古島市及び石垣市が処理することとした。(第4条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第5条及び第6条関係)
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第1号

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第49条」に、「第53条—第60条」を「第50条—第57条」に、「第61条—第65条」を「第58条—第62条」に、「第66条—第70条」を「第63条—第67条」に改める。

第2条第5項中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第21条中「すべて」を「全て」に改める。

第36条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第37条の2第1項第1号中「(以下「特定個人情報ファイル」という。)をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

第50条から第52条までを削る。

第5章中第53条を第50条とし、第54条から第56条までを3条ずつ繰り上げる。

第57条第1項中「第54条第3項若しくは第4項」を「第51条第3項若しくは第4項」に改め、同条を第54条とする。

第58条を第55条とし、第59条を第56条とし、第60条を第57条とする。

第6章中第61条を第58条とし、第62条から第65条までを3条ずつ繰り上げる。

第7章中第66条を第63条とし、第67条を第64条とし、第68条を第65条とする。

第69条中「第53条第7項」を「第50条第7項」に改め、同条を第66条とする。

第70条を第67条とする。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第21条及び第37条の2第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第2号

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例（平成24年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条中「施設の改築」の次に「及び大規模な改造」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第3号

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項、次条、第15条第2号並びに第16条第10号及び第11号において同じ。）」を加え、同条第2項中「第17条の2第1項」を「第16条第13号」に改め、「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項、次条、第15条第2号並びに第16条第10号及び第11号において同じ。）」を加える。

第6条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第17条の2第1項」を「第16条第13号」に、「あるのは「第17条の2第1項」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「第16条第13号」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請

求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第8条第4項中「第17条の2に規定する休暇」の次に「並びに第17条の3に規定する介護時間」を加える。

第17条の2第2項中「前項に規定する者」を「要介護状態にある対象家族」に、「同項」を「前項」に、「連続する6月の期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（以下「指定期間」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第17条の3 職員が要介護状態にある対象家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことにつき休暇を請求した場合は、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護状態にある対象家族の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護状態にある対象家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び勤務時間条例第17条の2の規定に基づく介護休暇」を「、勤務時間条例第17条の2の規定に基づく介護休暇及び勤務時間条例第17条の3の規定に基づく介護時間」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「する子の1歳到達日」を「する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とする。

第3条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第27条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該特別休暇の」を「当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第17条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第17条の2第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第4号

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項

に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第9条第1号から第3号までにおいて同じ。)の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第5号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表23の項中「及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「施行令」という。）」を削り、同項中(3)から(10)までを削り、同表38の項(5)中「農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構」に改め、同表39の項(1)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に、「以下(2)及び(3)」を「(2)」に改め、同項中(2)を削り、同項(3)中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同項中(3)を(2)とし、その次に次のように加える。

(3) 法第4条第9項の規定による意見の聴取に関する事務

第2条の表39の項(4)中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に、「(5)から(7)まで」を「(5)及び(6)」に改め、同項中(5)を削り、(6)を(5)とし、同項(7)中「第4条第3項」を「第4条第9項」に改め、同項中(7)を(6)とし、同項(8)中「(11)及び(12)」を「(10)及び(11)」に改め、同項中(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同項(10)中「農業会議又は農業委員会」を「農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構」に、「(1)から(9)まで及び(11)から(13)まで」を「(1)から(8)まで及び(10)から(12)まで」に改め、同項中(10)を(9)とし、(11)から(13)までを(10)から(12)までとし、同表48の項中「浦添市、糸満市、豊見城市、中城村及び八重瀬町」を「、糸満

市及び豊見城市」に改め、同表53の項及び54の項中「うるま市」を「豊見城市 うるま市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表23の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表38の項左欄に掲げる事務、同表39の項左欄に掲げる事務、同表48の項左欄に掲げる事務、同表53の項左欄に掲げる事務及び同表54の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表38の項右欄に掲げる市町村の長、同表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表48の項右欄に掲げる市町村の長、同表53の項右欄に掲げる市町村の長又は同表54の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表38の項右欄に掲げる市町村の長、同表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表48の項右欄に掲げる市町村の長、同表53の項右欄に掲げる市町村の長又は同表54の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第6号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2 建設材料試験手数料の項中「4,000円」を「4,390円」に、「3,270円」を「3,560円」に、「2,540円」を「2,670円」に、「2,380円」を「2,610円」に、「4,070円」を「4,360円」に、「2,930円」を「3,120円」に、「8,490円」を「9,310円」に、「3,310円」を「3,540円」に、「4,730円」を「5,160円」に、「4,700円」を「5,140円」に、「3,900円」を「4,240円」に、「4,630円」を「4,980円」に、「6,830円」を「7,440円」

に、 $\left[\begin{array}{l} 5,860円 \\ 3,500円 \\ 5,860円 \end{array} \right]$ を $\left[\begin{array}{l} 6,430円 \\ 3,740円 \\ 6,370円 \end{array} \right]$ に、「3,580円」を「3,930円」に、「5,010円」

を「5,420円」に、「4,710円」を「5,180円」に、 $\left[\begin{array}{l} 1,920円 \\ 2,520円 \end{array} \right]$ を $\left[\begin{array}{l} 2,100円 \\ 2,760円 \end{array} \right]$ に、

「2,450円」を「2,570円」に、「3,170円」を「3,350円」に、「2,120円」を「2,230円」に、「3,870円」を「4,230円」に、「720円」を「770円」に、「5,240円」を「5,750円」に、「6,440円」を「6,970円」に、「11,470円」を「12,490円」に、「2,040円」を「2,240円」に、「1,970円」を「2,140円」に、「7,960円」を「8,810円」に、「3,980円」を「4,350円」に、「1,870円」を「1,950円」に、「3,480円」を「3,820円」に、

$\left[\begin{array}{l} 3,810円 \\ 4,640円 \\ 3,810円 \end{array} \right]$ を $\left[\begin{array}{l} 4,110円 \\ 4,980円 \\ 4,160円 \end{array} \right]$ に、「1,210円」を「1,230円」に、「3,150円」を「3,

360円」に、「5,570円」を「6,110円」に、「3,600円」を「3,830円」に、「14,420円」を「15,740円」に、「5,660円」を「6,090円」に、「4,140円」を「4,500円」に、「12,630円」を「13,760円」に、「51,690円」を「52,620円」に、「29,310円」を「30,430円」に、「4,050円」を「4,310円」に、「2,590円」を「2,720円」に、

$\left[\begin{array}{l} 5,880円 \\ 5,860円 \end{array} \right]$ を $\left[\begin{array}{l} 6,440円 \\ 6,370円 \end{array} \right]$ に、「15,550円」を「17,040円」に、「58,920円」を

「65,100円」に、

「	2,060円	
2,060円		」
1,920円		」

を

「	2,140円	
2,140円		」
2,000円		」

に、「3,080円」を「3,320円」に、

「3,230円」を「3,490円」に、「3,950円」を「4,260円」に、「15,810円」を「17,280円」に、「28,390円」を「31,140円」に、「2,960円」を「3,160円」に、「4,840円」を「5,300円」に、「360円」を「380円」に改める。

別表第3温泉成分分析機関登録申請手数料の項中「35,000円」を「50,000円」に改め、同表肥料登録手数料の項中「18,000円」を「19,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同表肥料登録更新手数料の項中「3,600円」を「4,000円」に、「7,100円」を「8,000円」に改め、同表小型漁船総トン数測度手数料の項中「11,400円」を「15,000円」に、「6,600円」を「9,900円」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料の項の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定対象としない建築物の部分の床面積
----------------------	--	--

		<p>を除く。以下この項から建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項までにおいて同じ。)の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円</p> <p>(ニ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円</p> <p>(ホ) 床面積の合計が25,000平方メートル</p>
--	--	--

		<p>以上の場合 820,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 83,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 291,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 349,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p>
建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向	建築物エネルギー消費性

消費性能適合性判定変更手数料	上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査	能基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額
		ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円
		(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円
		(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円
		(ニ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円

			<p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ク) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 41,500円</p> <p>(キ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 69,500円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 111,500円</p> <p>(コ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円</p> <p>(ク) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円</p>	
--	--	--	---	--

<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当することを証する書面の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更該当することを証する書面の交付を求められた変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メー</p>
--	--	--

			<p>トル未満の場合 35 9,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2 5,000平方メートル 以上の場合 410,00 0円</p> <p>イ 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1 号ロに定める基準に適 合することが明らかな 変更後の建築物エネル ギー消費性能確保計画 に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が30 0平方メートル未満 の場合 41,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30 0平方メートル以上 2,000平方メートル 未満の場合 69,500 円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以 上5,000平方メー トル未満の場合 111, 500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満の場合 145, 500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が1 0,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満の場合 17 4,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が2 5,000平方メートル 以上の場合 205,00</p>
--	--	--	---

0円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」に、「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「80,000円」を「83,000円」に、「131,000円」を「139,000円」に、「201,000円」を「223,000円」に、「255,000円」を「291,000円」に、「304,000円」を「349,000円」に、「353,000円」を「410,000円」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「7,000円」を「11,000円」に、「19,000円」を「27,000円」に、「54,000円」を「77,000円」に、「85,000円」を「121,000円」に、「107,000円」を「152,000円」に、「134,000円」を「190,000円」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「40,000円」を「41,500円」に、「65,500円」を「69,500円」に、「100,500円」を「111,500円」に、「127,500円」を「145,500円」に、「152,000円」を「174,500円」に、「176,500円」を「205,000円」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「3,500円」を「5,500円」に、「9,500円」を「13,500円」に、「27,000円」を「38,500円」に、「42,500円」を「60,500円」に、「53,500円」を「76,000円」に、「67,000円」を「95,000円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機

関」に、「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「80,000円」を「83,000円」に、「131,000円」を「139,000円」に、「201,000円」を「223,000円」に、「255,000円」を「291,000円」に、「304,000円」を「349,000円」に、「353,000円」を「410,000円」に、「第1条第2号イ(1)及びロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」に、「16,000円」を「18,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「29,000円」を「33,000円」に、「49,000円」を「55,000円」に、「85,000円」を「98,000円」に、「125,000円」を「148,000円」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「7,000円」を「11,000円」に、「19,000円」を「27,000円」に、「54,000円」を「77,000円」に、「85,000円」を「121,000円」に、「107,000円」を「152,000円」に、「134,000円」を「190,000円」に、「第1条第2号イ(1)及びロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」に、「4,000円」を「6,000円」に、「15,000円」を「21,000円」に、「31,000円」を「44,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第7号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第8号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次、第17条及び第21条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第28条第2項及び第58条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

「第12章 情緒障害児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第91条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第92条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第93条（見出しを含む。）から第98条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第100条第2項及び第111条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項及び第58条第2項の改正規定、第92条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）及び第100条第2項及び第111条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第9号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「施設」を「施設等」に改める。

第10条第1項第1号コ及び第2号ウ中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第10号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

別表第3項中「7,950円」を「7,210円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第11号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第12号

沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例

沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削る。

第5条に見出しとして「（両罰規定）」を付し、同条中「あつた」を「あった」に改め、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（事務処理の特例）

第4条 この条例に基づく事務のうち、前条の規定による許可に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、那覇市、宮古島市及び石垣市が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正前の第3条の規定により知事がした許可その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第4条に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、それぞれ当該市の長がした許可その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県文教地区建築条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第4条に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、それぞれ当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第13号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,114人」を「4,112人」に、「1,807人」を「1,848人」に、「27人」を「34人」に、「9,578人」を「9,766人」に、「15,526人」を「15,760人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第14号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,766人」を「2,771人」に、「1,601人」を「1,604人」に、「839人」を「841人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第16号

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県個人情報保護条例施行規則(平成17年沖縄県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第64条第2項」を「第61条第2項」に改める。

(沖縄県個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2条 沖縄県個人情報保護審査会規則(平成17年沖縄県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第60条」を「第57条」に改める。

第6条第2項中「第54条第1項」を「第51条第1項」に改める。

第7条中「第54条第4項」を「第51条第4項」に改める。

(事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第3条 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成18年沖縄県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削る。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第17号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中第274号を第277号とし、第269号から第273号までを3号ずつ繰り下げ、第268号の次に次の3号を加える。

269 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

270 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

271 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第18号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し、第28条の見出し及び第29条の見出し中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第19号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規則第50条）の一部を次のように改正する。

別表の2中「870円」を「350円」に、「7,950円」を「3,460円」に、「480円」を「250円」に、

「	レオメーター	同	220円	を
「	レオメーター 超高速液体クロマトグラフ 走査型電子顕微鏡	同 同 同	220円 1,090円 420円	に、
「	ジャーファーマンター 小型凍結乾燥機	同 同	2,280円 1,490円	を
「	ジャーファーマンター（90リットル） ジャーファーマンター（600リットル） 小型凍結乾燥機	同 同 同	2,280円 1,030円 1,490円	に、
「	電解水生成装置	同	20円	を
「	電解水生成装置 粉体殺菌装置 超高温液体加熱処理装置 粉砕器 粉末自動充填機 回転ドラム乾燥機 乳化分散機 急速冷凍装置	同 同 同 同 同 同 同 同	20円 2,930円 1,530円 560円 430円 230円 230円 140円	に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

平成19年7月20日に公表した事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部を次のように改正し、平成29年5月30日から施行する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第1の2中「第2条第3項」を「第2条第5項」に、「該当せず、また、各省庁が策定した個人情報の保護に関する指針も適用されない」を「該当しない」に改める。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4